

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

事業名 遊休農地等利活用促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農村振興課 農村支援係 電話番号：058-272-1111(内4179)

E-mail : c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,400千円 (前年度予算額) 1,400千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	1,400	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,400	0	0	0	0	0	0	0
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

担い手の減少と高齢化により、営農条件の不利な地域を中心として遊休農地が増加している中、優良農地の確保と農地の有効利用を進めるため、遊休農地の再生から営農定着までを一貫して支援する。

(2) 事業内容

農業者が遊休農地を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壤改良等の取組に対して支援する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- 事業実施主体が認定農業者、法人（農地所有適格法人、農事組合法人、農業参入法人、NPO法人）、集落営農組織、市町村の場合…1/3以内

(4) 類似事業の有無

有

り急傾斜地における遊休農地再生は、『中山間地域等直接支払交付金（棚田地域振興活動加算・超急傾斜農地保全管理加算）』、また広範囲の遊休農地再生は『農山漁村振興推進交付金事業（最適土地利用対策事業）』において実施可能。

当事業は平地～緩傾斜地の小規模な遊休農地再生を行うことですみ分けてい る。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,400	市町村等への補助金の交付
合計	1,400	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「ぎふ農業・農村基本計画『IV 地域資源を活かした農村づくり』」

2 農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策

(2) 国・他県の状況

国では、令和7年度までに農用地区域において、4.5万haの遊休農地の再生を目指している。

(3) 後年度の財政負担

「ぎふ農業・農村基本計画」の目標年次（令和7年度）まで継続実施

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体（交付対象者）は、農業者、法人及び集落営農組織等。遊休農地の解消のみならず、営農定着までを要件とするため、事業主体は農業の担い手とする。なお、交付については、市町村を通じる。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	遊休農地等利活用促進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村（農業者、農業者等の組織する団体、等）
補助事業の概要	<p>（目的）遊休農地を農地へ復旧し営農再開するには、多大な労力と費用を要し、多様な条件を整備した後、担い手に農地の集積・集約を行う必要がある。</p> <p>（内容）遊休農地の営農再開に至る条件整備に要する必要な支援を行う。</p>
補助率・補助単価等	<p>定率</p> <p>（内容） 【上限】 予算の範囲内において1,000千円以内／1交付対象者 【事業メニュー】 刈払、深耕・整地、排水改善、障害物除去（重機を用いて実施する場合含む）、土壤改良 【補助率】 ・事業実施主体が認定農業者、 法人（農地所有適格法人、農事組合法人、農業参入法人、NPO法人）、集落営農組織、市町村の場合…1/3以内</p>
補助効果	農地への再生が図られる
終期の設定	<p>終期令和7年度</p> <p>（理由）ぎふ農業・農村基本計画の終期のため</p>

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 県内における食糧供給の観点から、農地の維持管理は今後も持続的に取り組む課題であり、引き続き、県内の遊休農地の発生抑制を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R1)	R4年度 実績		終期目標 (R7)	達成率
①遊休農地面積 (ha/年)	716ha	—		716ha	

補助金交付実績 (単位：千円)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	578	123	715	129

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	瑞浪市において遊休農地を深耕、整地、障害物除去、土壤改良し再生活動を実施、今後水稻が栽培される見込みである。
令和3年度	養老町、関ヶ原町、瑞浪市において遊休農地を深耕、整地、障害物除去等の再生活動を実施した。活動が実施された土地は今後水稻が栽培される見込み。
令和4年度	大野町、瑞浪市において遊休農地を整地、障害物除去等の再生活動を実施した。活動が実施された土地は今後そば、大豆が栽培される見込み。
	指標① 目標： <u>716ha</u> 実績：— 達成率：_____ %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	県内の農村地域では農業従事者の高齢化や減少による労働力不足、鳥獣による作物被害により、遊休農地の面積が2010年の世界農林業センサスでは5,490haであったのに対し、2015年農林業センサスでは6,316haと5年で826ha増加している。遊休農地を再生し、農地を良好な状態で維持・保全することは、食料自給率の向上のほか、県土の保全にとって必要性の高い事業といえる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 2	営農再開のための障壁となっている条件整備を行うことで、遊休農地が解消されており農地の集積・集約が図られる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	農地イキイキ再生の取組とあわせて実施するなど、市町村や地元と連携して遊休農地の解消につながっている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 岐阜県における遊休農地の面積は、農林業センサスによれば2010年から2015の5年間に816haの増加となっているが、農家の高齢化、減少が進む中で引き続き遊休農地の拡大が懸念されている。遊休農地の再生について地域の理解を得ながら、農地が持つ県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、多面的機能を保持していく必要がある。 若手職員政策研究会では、事業が複雑であり、事業実施主体の負担が大きいという問題点が見つかったため、これらを解決するための対応策を実施する必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 遊休農地を解消し、優良農地を確保するには条件整備が不可欠であるため、これに要す

る多大な費用を補助する事業は必要である。

また、課題を解決するため、次年度からは事業メニューの見直しを図り、事業を活用しやすい環境を整える。